

株 主 各 位

東京都千代田区麹町五丁目4番地
株 式 会 社 駅 探
代表取締役社長 金 田 直 之

第20回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第20回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますのでご案内申し上げます。新型コロナウイルス感染拡大防止及び株主様の安全確保の観点から、書面またはインターネットによる議決権行使をご検討いただけますようお願い申し上げます。後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、3頁から4頁に記載のご案内に従って、2022年6月24日（金曜日）18時までに議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月27日（月曜日）13時（12時30分より受付を開始いたします。）
2. 場 所 東京都千代田区西神田三丁目2番1号 住友不動産千代田ファーストビル南館
ベルサール神保町 3階「Room 1・2」
※末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。
3. 目的事項
報告事項
 1. 第20期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第20期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役7名選任の件
- 第4号議案 監査役3名選任の件
- 第5号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第6号議案 会計監査人選任の件
- 第7号議案 取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度及び業績連動型株式報酬制度に係る報酬決定の件

以 上

◎本株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上のウェブサイト（<https://ekitan.co.jp/ir/>）に記載させていただきます。

◎本株主総会招集ご通知に際して株主の皆様へ提供すべき書面のうち、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第18条の規定に基づき、当社ウェブサイト（<https://ekitan.co.jp/ir/>）に掲載させていただいておりますので、本株主総会招集ご通知の添付書類には記載しておりません。なお、監査役が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査したのは本添付書類記載のもののほか、この「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」として表示すべき事項も含まれております。

<新型コロナウイルス感染予防に関するお知らせ>

本株主総会にご出席される株主様におかれましては、開催日現在における感染状況やご自身の体調をご確認の上、検温、マスク着用、消毒、座席の指定、会場内での飲食禁止等の感染予防にご協力いただくようお願い申し上げます。なお、インターネットや郵送による事前の議決権行使をご検討ください。

当社は、株主様の安全を第一に考え、本株主総会会場内においては、スタッフのマスク着用、消毒液の設置、その他感染予防措置を講じる予定でございますので、ご理解、ご協力のほどお願い申し上げます。

37.5度以上の体温が確認された方、体調不良と見受けられる方、感染防止対策にご協力いただけない方等につきましては、入場をお断りまたは退場を命ずる場合がございますので、予めご了承ください。

本株主総会の運営に関して変更がある場合、当社ウェブサイト (<https://ekitan.co.jp/ir/>) にてお知らせいたしますので、ご確認くださいませようようお願い申し上げます。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2022年6月27日（月曜日）
13時（受付開始：12時30分）



書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2022年6月24日（金曜日）
18時到着分まで



インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2022年6月24日（金曜日）
18時入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1、2、5、6、7号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第3、4号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

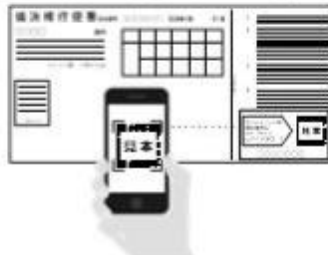
書面（郵送）およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移出来ません。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031（フリーダイヤル）
（受付時間 午前9時～午後9時）

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要な経営課題と認識しております。

中長期的な事業拡大に必要な内部留保を確保しつつ、当社の経営成績及び財政状態並びにその見通しを勘案し、適切な利益還元策を柔軟に実施することを基本方針としております。

このような基本方針に基づき、当期の期末配当につきましては、当期業績の傾向及び今後の事業環境を考慮し、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1)配当財産の種類

金銭といたします。

(2)株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金14円00銭

配当金総額：77,135,576円

(3)剰余金の配当が効力を生じる日

2022年6月28日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」により、場所の定めのない株主総会(いわゆるバーチャルオンリー株主総会)の開催が認められたことに伴い、定款第12条第2項を追加するものであります。なお、本議案に基づく定款変更の効力発生は、本株主総会での決議に加え、株主の利益の確保に配慮しつつ産業競争力を強化することに資する場合として経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業省令・法務省令で定めるところにより、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けることその他の同法が定める要件を全て充足することを条件といたします。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。
 - ①株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第18条(電子提供措置等)第1項を新設するものであります。
 - ②株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第18条(電子提供措置等)第2項を新設するものであります。
 - ③株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第18条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
 - ④上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>(株主総会の招集) 第12条 当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</p> <p>(新 設)</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> 第18条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新 設)</p>	<p>(株主総会の招集) 第12条 (現行どおり)</p> <p><u>2 当社の株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができる。</u></p> <p>(削 除)</p> <p><u>(電子提供措置等)</u> 第18条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</p>

現行定款	変更案
(新 設)	<p data-bbox="778 189 869 219"><u>(附則)</u></p> <p data-bbox="778 226 1292 257"><u>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</u></p> <p data-bbox="778 272 1338 408"><u>第1条 定款第18条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および定款第18条(電子提供措置等)の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</u></p> <p data-bbox="778 423 1338 597"><u>2 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第18条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)は、なお効力を有する。</u></p> <p data-bbox="778 612 1338 748"><u>3 本条の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

第3号議案 取締役7名選任の件

取締役7名全員は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	<p>かね だ なお ゆき 金 田 直 之 (1962年7月24日生)</p> <p>再任</p>	<p>2000年7月 (株)アジアネット 代表取締役 2001年6月 (株)東芝入社 2001年11月 (株)ニューズウォッチ 代表取締役社長 (株)東芝より出向、後転籍) 2011年10月 (株)ザクラ (現東京カレンダー(株)) 代表取締役社長 2014年4月 (株)CEホールディングス入社 2017年9月 (株)CEホールディングス 執行役員事業戦略担当 2017年9月 (株)Mocosuku 代表取締役社長 (現任) 2018年12月 (株)CEホールディングス 取締役 2019年11月 (株)マイクロン 取締役 2020年6月 当社 代表取締役社長 (現任) 2020年6月 (株)ラテラ・インターナショナル 代表取締役 (現任) 2021年4月 (株)サークア 代表取締役社長 (現任) 2021年5月 当社 代表取締役社長 経営戦略室管掌 (現任) 2021年10月 当社 代表取締役社長 マーケティングプラットフォーム事業部長 (現任)</p>	2,953株
<p>(取締役候補者とした理由) 金田直之氏は、豊富な経験と実績に基づき、当社及び連結子会社の経営責任者として経営及び事業基盤の強化を行うとともに、中期戦略の策定及び推進並びに新規事業の牽引を行っております。引き続き取締役として経営全般の重要事項について、意思決定及び職務執行機能を果たすと考え、取締役候補者としております。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株数の数
2	奥 津 浩 一 (1970年10月4日生) 再任	1995年4月 ㈱東芝入社 2003年4月 当社出向 2005年3月 技術士(情報工学部門)登録 2006年4月 当社入社 2014年4月 エンジン・データ開発部フロンティア開発室長 2020年6月 当社 取締役エンジン・データ開発部長兼HCBビジネス部長 2020年6月 ㈱ラテラ・インターナショナル 取締役(現任) 2020年9月 当社 取締役技術本部長(現任) 2021年4月 ㈱サークア 取締役(現任)	2,319株
(取締役候補者とした理由) 奥津浩一氏は、株式会社東芝社内事業であった当社サービス黎明期より20年間以上当社事業に関わっており、技術部門を牽引してきた当社有数のエンジニアであり、現在は取締役技術本部長として技術面から当社事業の発展に貢献しております。引き続き取締役として経営全般の重要事項について、意思決定及び職務執行機能を果たすと考え、取締役候補者としております。			
3	小 柳 智 晃 (1977年10月22日生) 再任	1999年4月 ㈱丸十工業入社 2000年7月 東京システムリサーチ㈱入社 2001年5月 当社出向 2007年4月 当社入社 2020年6月 当社 取締役コンテンツビジネス部長兼事業準備室長 2020年6月 ㈱ラテラ・インターナショナル 取締役(現任) 2020年9月 当社 取締役サービス本部長 2021年4月 ㈱サークア 取締役(現任) 2021年10月 当社 取締役ソリューション事業部長(現任)	1,476株
(取締役候補者とした理由) 小柳智晃氏は、19年間、当社事業に関わっており、エンジン関連技術及び要素技術の開発、法人及び個人向けサービス責任者等、多岐にわたる業務を経験し、現在は取締役ソリューション事業部長としてサービス面から当社事業の発展に貢献しております。引き続き取締役としてグループ経営の重要事項について、意思決定及び職務執行機能を果たすと考え、取締役候補者としております。			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式 の数
4	かの 亀 もと 本 けい 圭 し 志 (1979年6月29日生) 再任	2002年4月 (株)シー・エス・イー入社 2005年1月 (株)日本アイデックス (現パーソルワークデザイン (株) 入社 2011年8月 (株)ミツハシ入社 2017年9月 当社入社 2020年6月 当社 取締役総務人事部長 2020年6月 (株)ラテラ・インターナショナル 取締役 (現任) 2020年9月 当社 取締役管理本部長 (現任) 2021年7月 (株)サークア 取締役 (現任)	1,476株
(取締役候補者とした理由) 亀本圭志氏は、長年にわたる総務及び人事業務の豊富な経験を有しており、当社入社後は、人事課長として、人事及び総務に関わる幅広い業務を行っております。現在は取締役管理本部長として、人材の定着化、育成及び企業風土の改善に貢献しております。引き続き取締役としてグループ経営の重要事項について、意思決定及び職務執行機能を果たすと考え、取締役候補者としております。			

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式 の数
5	<p>小嶋勝也 (1979年5月16日生)</p> <p>新任</p>	<p>2003年4月 アイエックス・ナレッジ株式会社入社</p> <p>2014年4月 同社 経理部 担当部長</p> <p>2017年4月 同社 経営管理部 経企・経理・IRグループ マネージャー</p> <p>2017年9月 スキルアップ・ビデオテクノロジー株式会社 (現株式会社PLAY) 入社 経理チームリーダー</p> <p>2018年1月 同社 経理総務グループ長</p> <p>2018年9月 同社 経営企画室 室長</p> <p>2019年7月 株式会社welby入社 経理財務グループ マネージャー</p> <p>2019年11月 株式会社10ANTZ入社 管理グループ シニアマネージャー</p> <p>2020年1月 同社 管理本部 ゼネラルマネージャー</p> <p>2020年12月 当社 入社 管理本部 経営管理部 財務経理課 課長</p> <p>2021年5月 当社 経営戦略室長 兼 管理本部財務経理部長 (現任)</p>	1,355株
<p>(取締役候補者とした理由)</p> <p>小嶋勝也氏は、財務経理に関する長年の経験を持つほか、当社経営戦略室長として当社グループの中期戦略の策定及び実行において深く貢献しております。その知見及び経験を活かし、取締役としてグループ経営全般の重要事項について、意思決定及び職務執行機能を果たすと考え、取締役候補者としております。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
6	もり 森 だ 田 たか 幸 史 (1956年9月30日生) 再任	1980年4月 日本電気(株) 入社 2007年4月 同社 NTTドコモサービス事業部営業統括部長 2010年4月 同社 NTTドコモサービス事業部事業部長 2015年4月 同社 NTTドコモ営業事業部エグゼクティブエキスパート 2016年10月 (株)オーネスト 顧問 2017年4月 (株)プロネッツ 顧問(現任) 2020年6月 当社 社外取締役(現任)	682株
(社外取締役候補者とした理由) 森田幸史氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、長年にわたりITソリューション事業に関する職務に携わっており、その経歴を通じて培った幅広い経験及び見識により監督機能を果たすことができる人物であります。上記の経験、見識から当社の事業展開や取締役の職務執行に対する監督・助言等をいただくことを期待し社外取締役候補者としております。			
7	まつ 松 だて 館 わたる 渉 (1972年7月25日生) 再任	1996年4月 (株)サンユテクノス 入社 2004年12月 (株)アットウェア設立 取締役(現任) 2016年7月 (株)未来シェア 代表取締役(現任) 2017年6月 (株)函館ラボラトリ 代表取締役(現任) 2020年6月 当社 社外取締役(現任)	682株
(社外取締役候補者とした理由) 松館渉氏は、(株)アットウェア取締役、(株)未来シェア代表取締役を務めており、その経歴を通じて培った幅広い経験、見識から当社のMaaS領域における事業展開や取締役の職務執行に対する監督・助言等をいただくことを期待し社外取締役候補者としております。			

- (注) 1.小嶋勝也氏は、新任取締役候補者であります。
2.取締役候補者金田直之氏は、(株)Mocosukuの代表取締役社長を兼任しており、当社と同社の間には当期に、企画業務の取引関係があります。その他の候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3.森田幸史氏、松館渉氏は、社外取締役候補者であります。森田幸史氏、松館渉氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終了の時をもって2年となります。なお当社は両氏を東京証券取引所の定める独立役員として届け出ており、両氏が選任された場合、両氏を独立役員として届け出る予定であります。
4.当社は、会社法第427条第1項に基づき、各社外取締役及び監査役との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合は、当該賠償責任を法令で定める責任限度額に限定する旨の契約を締結しております。森田幸史氏及び松館渉氏が社外取締役に再任した場合、同様の責任限定契約を継続する予定であります。

- 5.当社は、当社の取締役、監査役の全員を被保険者とした、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しています。当該契約の内容の概要は、以下のとおりです。
- ・会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟等により、被保険者が負担することとなった争訟費用及び損害賠償金を填補の対象としております。
 - ・被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については、填補の対象外としています。
 - ・当該契約の保険料は全額当社が負担しています。
- 6.所有する株式の数には、当社役員持株会及び従業員持株会名義で所有する持分株数を含んでおります。

第4号議案 監査役3名選任の件

監査役3名全員は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式 の数
1	<p>竹 谷 敬 治 (1956年7月8日生)</p> <p>再任</p>	<p>1980年4月 ソニー(株) (現ソニーグループ(株)) 入社</p> <p>2006年4月 同社 C I C R 推進室 (内部統制主幹) 部長</p> <p>2010年6月 ソニーセミコンダクタ(株) 常勤監査役</p> <p>2014年6月 (株)トプコン 監査役 (現任)</p> <p>2017年6月 当社 常勤社外監査役 (現任)</p> <p>2019年11月 (株)ラテラ・インターナショナル 監査役 (現任)</p> <p>2021年7月 (株)サークア 監査役 (現任)</p>	—
<p>(社外監査役候補者とした理由)</p> <p>竹谷敬治氏は、上場企業を含む監査役の経験があり、その監査の知見を活かし、当社常勤監査役として当社およびグループ会社へ監査を行っております。今後も同氏が経営及び事業の監査を通じ当社グループの更なる発展に貢献することが期待できることから、社外監査役候補としております。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
2	宗宮英恵 (1982年2月26日生) 新任	2008年12月 弁護士登録・第二東京弁護士会所属 牛島総合弁護士事務所入所 2011年 4月 消費者庁企画課・消費者制度課出向 2015年 5月 ジョージタウン大学ローセンター、ワシントン大学ロースクール客員研究員 2015年 9月 日本銀行政策委員会室法務課出向 2017年 5月 特定複合観光施設区域整備推進本部事務局・内閣官房特定複合観光施設区域推進室立案・法制化担当 2019年 3月 のぞみ総合法律事務所入所 2020年 6月 テンアライド株式会社 取締役(現任)	—
(社外監査役候補者とした理由) 宗宮英恵氏は弁護士としての広い経験と企業法務に関する見識を持つほか、観光業における深い法的知識を有しており、当社経営及び事業の監査を通じ当社グループの更なる発展に貢献することが期待できることから、社外監査役候補としております。 また、同氏は社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記理由により社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。			
3	小椋明子 (1982年6月10日生) 新任	2010年 9月 有限責任監査法人トーマツ入所 2015年 3月 公認会計士登録 2020年 6月 小椋明子公認会計士事務所開設 2020年 7月 Unipos株式会社 監査役(現任) 2020年 9月 株式会社アドベンチャー 監査役(現任)	—
(社外監査役候補者とした理由) 小椋明子氏は、公認会計士として企業会計に関する深い見識を持つほか、ベンチャー企業や旅行関連企業の監査役経験もあり、当社経営及び事業の監査を通じ当社グループの更なる発展に貢献することが期待できることから、社外監査役候補としております。 また、同氏は社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記理由により社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。			

(注) 1.宗宮英恵氏及び小椋明子氏は、新任の監査役候補者であります。

2.竹谷敬治氏、宗宮英恵氏及び小椋明子氏は、社外監査役候補者であります。竹谷敬治氏の社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって5年となります。当社は竹谷敬治氏を東京証券取引所が定める独立役員として届け出ております。竹谷敬治氏、宗宮英恵氏及び小椋明子氏が選任された場合、3名を東京証券取引所が定める独立役員として届け出る予定であります。

- 3.当社は、会社法第427条第1項に基づき、各社外取締役及び監査役との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合は、当該賠償責任を法令で定める責任限度額に限定する旨の契約を締結しております。竹谷敬治氏、宗宮英恵氏及び小椋明子氏が選任された場合、同様の責任限定契約を継続及び締結する予定であります。
- 4.当社は、当社の取締役、監査役の全員を被保険者とした、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しています。当該契約の内容の概要は、以下のとおりです。
- ・ 会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟等により、被保険者が負担することとなった争訟費用及び損害賠償金等を填補の対象としております。
 - ・ 被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については、填補の対象外としています。
 - ・ 当該契約の保険料は全額当社が負担しています。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式 の数
<p>かす や なお と 粕 谷 直 人 (1971年1月5日生)</p>	<p>1997年9月 稲村会計事務所(現アクタス税理士法人)入所 アクタスマネジメントサービス(株)入社 1999年9月 税理士登録 2000年12月 同社 取締役(現任) 2002年4月 A S G税理士法人(現アクタス税理士法人)社員 2003年9月 同法人代表社員(現任) 2008年10月 登録政治資金監査人 2010年3月 アクタスITソリューションズ(株) 取締役(現任) 2012年3月 (株)イーグルスミコーポレーション(現(株)エストケム) 社外取締役(現任) 2016年2月 行政書士登録 2020年1月 アクタスHRコンサルティング(株) 監査役 2021年3月 アクタスHRコンサルティング(株) 取締役(現任)</p>	<p>—</p>
<p>(補欠の社外監査役候補者とした理由) 粕谷氏は、税理士登録の後、直接会社の経営に関与され、また社外取締役の経験など豊富な知識と経験を有しており、その知識と経験に基づく専門的な見地を当社の監査に役立てていただくことを目的に、補欠社外監査役として選任をお願いするものであります。</p>		

- (注) 1.候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2.粕谷直人氏は補欠の社外監査役候補者であります。
3.当社は、会社法第427条第1項に基づき、各社外取締役及び監査役との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合は、当該賠償責任を法令で定める責任限度額に限定する旨の契約を締結しております。粕谷直人氏が社外監査役に就任した場合、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
4.当社は、当社の取締役、監査役の全員を被保険者とした、改正会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しています。当該契約の内容の概要は、以下のとおりです。
- ・会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟等により、被保険者が負担することとなった争訟費用及び損害賠償金等を填補の対象としております。
 - ・被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については、填補の対象外としています。
 - ・当該契約の保険料は全額当社が負担しています。

第6号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人は、本総会の終結の時をもって任期満了により退任されますので、新たに会計監査人の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の決定に基づいております。

また、監査役会がRSM清和監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、第20期の会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人に加えて、他の監査法人を含めて当社の会計監査人評価・選定基準に従って、公認会計士等としての専門性、独立性、品質管理体制等を評価し、当社の事業規模に適した監査報酬の水準が期待できること等も総合的に勘案して候補者を広く検討した結果、RSM清和監査法人が当社の会計監査人として現時点で最も適任であると判断したからであります。

会計監査人候補者は以下のとおりです。

名 称	RSM清和監査法人
事務所の所在地	東京事務所 東京都千代田区飯田橋 1-3-2 曙杉館4階 神戸事務所 兵庫県神戸市中央区海岸通8 神港ビルディング1階
沿革	2004年3月 設立 2010年5月 R S M Internationalと業務提携
概要	<p>構成人員</p> <p>社員（公認会計士） 15名</p> <p>職員（公認会計士） 35名</p> <p>（公認会計士試験合格者等） 21名</p> <p>（監査補助職員） 19名</p> <p>（その他事務職員等） 10名</p> <p>合 計 100名</p> <p>関与会社数 112社</p> <p>出資金 37百万円</p>

(2022年4月1日現在)

第7号議案 取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度及び業績連動型株式報酬制度に係る報酬決定の件

当社の取締役の金銭報酬額は2010年6月25日開催の第8回定時株主総会において、年額2億円以内とご承認いただいております。今般、当社は、当社の中長期的な企業価値向上に向けた取組みをより強化し、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、当社の取締役（社外取締役を除く、以下「対象取締役」という。）に対して、既存の報酬枠とは別枠で、新たに譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度Ⅰ」という。）及び業績連動型株式報酬制度（以下「本制度Ⅱ」といい、本制度Ⅰ及びⅡを併せて、「本制度」という。）を導入いたしたいと存じます。

本制度は、取締役の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としており、当該報酬制度は相当であると考えております。

本議案に基づき、対象取締役に対して「譲渡制限付株式報酬」の付与のために支給する報酬は、金銭報酬債権と致します。又、対象取締役に対して「業績連動型株式報酬」の付与のために支給する報酬は、金銭報酬債権及び当社株式の交付に伴い生じる納税資金に充当することを目的とした金銭（以下、単に「金銭」という。）と致します。加えて、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定するものと致します。

対象取締役に支給する、本制度Ⅰに係る金銭報酬債権の総額は年額120百万円以内とし、本制度Ⅱに係る金銭報酬債権及び金銭の総額は年額40百万円以内と致します。対象取締役は、取締役会決議に基づき、本制度により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分される当社の普通株式の総数は、本制度Ⅰについては年120千株以内（ただし、本株主総会の決議の日以降の日を効力発生日とする、当社の普通株式の無償割当てを含む株式分割又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整する。以下同じ。）とし、本制度Ⅱについては年40千株以内と致します。

なお、当社の現在の対象取締役は4名ですが、第3号議案が原案どおり承認可決された場合、対象取締役は5名となります。

【本制度Ⅰ（譲渡制限付株式報酬制度）の概要】

本制度Ⅰは、各対象取締役に対し、「譲渡制限付株式報酬」を付与するために金銭報酬債権を支給し、当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込みさせることで、対象取締役に当社が発行又は処分する当社の普通株式を割り当て、これを保有させるものです。本制度Ⅰに基づき、対象取締役に当社の普通株式を割り当てる（以下「本割当株式」という。）に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結するものと致します。

本制度Ⅰにより、当社が新たに発行又は処分する普通株式の1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が

成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定致します。

(1) 譲渡制限期間

対象取締役が、当社の取締役会が定める一定期間(以下「譲渡制限期間」という。)、割当株式に係る第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止する(以下「譲渡制限」という)。

(2) 退任時の取り扱い

対象取締役が、当社の取締役会が定める役務提供予定期間(以下「役務提供予定期間」という。)が満了する前に当社又は当社の子会社の取締役、執行役、執行役員又は使用人を退任した場合、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、役務提供予定期間中、継続して、当社又は当社の子会社の取締役、執行役、執行役員又は使用人の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、上記(2)に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、役務提供予定期間が満了する前に上記(2)に定める地位を退任した場合には、当社の取締役会は、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。又、当社は、譲渡制限期間が満了した時点において本項(3)の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 組織再編等における取り扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会)で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、役務提供予定期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。又、当社は、本項(4)の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、当社が指定する証券会社に対象取締役が開設する譲渡制限付株式の専用口座において管理する。

【本制度Ⅱ（業績連動型株式報酬制度）の概要】

本制度Ⅱは、各対象取締役に対し、当社取締役会が定める期間（原則として1事業年度、以下「業績評価期間」という。）中の評価指標を当社取締役会にてあらかじめ設定し、当該評価指標の達成度等に応じて算定する数の当社普通株式及び金銭を支給する業績連動型の株式報酬制度（パフォーマンス・シェア・ユニット）です。

本制度Ⅱにより、当社が新たに発行又は処分する普通株式の1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とされない範囲において、取締役会において決定致します。

対象取締役への当社普通株式及び金銭の支給は業績評価期間終了後に行うため、本制度Ⅱの導入時点では、各対象取締役に対してこれらを交付するか否か、及び当社普通株式交付のための金銭報酬債権ならびに金銭の額のいずれも確定しておりません。

（1）金銭報酬債権及び金銭の額の算定方法

本制度Ⅱにより対象取締役に対して支給する金銭報酬債権の額は、対象取締役に対して最終的に割り当てる当社の普通株式の数（以下「最終割当株式数」という。）に業績評価期間終了後に開催される当該割当のための株式の発行又は処分を決定する取締役会の決議日（以下「割当取締役会決議日」という。）の前営業日の東京証券取引所における当社の普通株式の終値を基礎として対象取締役に特に有利にならない価額を乗じることにより算定される。最終割当株式数は、業績目標等の達成度合いを考慮の上決定された業績連動報酬の総額に、取締役会において予め定めた役員ごとの比率を乗じた額を、割当取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所における当社の普通株式の終値を基礎として対象取締役に特に有利にならない価額で割った数とする。又、支給する金銭の額は、業績連動報酬の総額と金銭報酬債権の額の差額とする。

（2）対象取締役に対する当社株式の割当条件

当社は、対象取締役が次の各号のいずれの要件をも満たした場合又は取締役会が本制度Ⅱの趣旨を達成するために必要と認めた場合に、業績評価期間終了後、対象取締役に対して最終割当株式数の当社の普通株式を割り当てる。

①対象取締役が、業績評価期間中、継続して、当社の取締役会が予め定める地位にあったこと

②取締役会で定める一定の非違行為がなかったこと

なお、当社は、業績評価期間中に新たに就任した対象取締役が存在する場合又は業績評価期間中に対象取締役が正当な事由により当社の取締役会が予め定める地位から退任した場合（死亡により退任した場合を除く。）には、当該対象取締役又は退任者に割り当てる当社の普通株式の数を、在任期間等を踏まえて合理的に調整する。又、業績評価期間中に対象取締役が死亡する場合には、取締役会の決議により、当社の普通株式に代えて、在任期間等を踏まえて合理的に調整した額の金銭を、当該対象取締役の承継者となる継続人に対して支給する。

(3) 組織再編等における取扱い

当社は、業績評価期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合、取締役会の決議により、当社の普通株式に代えて、業績評価期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間等を踏まえて合理的に調整した額の金銭を、対象取締役に対して支給する。

(ご参考)

本株主総会で対象取締役に対する本制度の新たな導入について、ご承認いただけましたら、当社グループの従業員に対しても同様の株式報酬を取締役会の決議により支給し、当社の普通株式を新たに交付する予定です。

以 上

(添付書類)

事業報告

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、ワクチン接種が進み新型コロナウイルス感染症の拡大が収束に向かったことにより、新規感染者数が減少し3月中旬にまん延防止等重点措置が解除される等、経済活動の本格的な再開の動きが広がりました。しかしながら、ロシアのウクライナへの軍事侵攻を発端とした世界的な情勢不安に加え、原油価格の高騰や為替の大幅な変動による個人消費への影響等、景気の先行きは依然として不透明な状況で推移していくことが見込まれます。

このような状況の中、既存事業は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止策である外出自粛や移動制限等の要請により、大きな打撃を受け、減収傾向で推移しました。一方で、2021年4月1日に連結子会社化した株式会社サークアの売上が大きく貢献したことにより、グループ全体の売上高は増加しました。利益面では、新型コロナウイルス感染症の影響による既存事業の減収に伴う利益減に加え、2021年8月より改正薬機法が一部施行されたことを受け、広告配信プラットフォーム事業を運営している株式会社サークアの掲載基準の見直しを行った結果、当初想定していた売上高を下回り、利益が縮小したため、グループ全体で減益となりました。

この結果、当連結会計年度における売上高は2,891,166千円（前連結会計年度比48.4%増）、営業利益は138,809千円（同26.3%減）、経常利益は140,911千円（同31.9%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は80,206千円（同35.5%減）となりました。

なお、当社グループでは、M&Aを活用した事業拡大を積極的に推進していく中で、各国の会計基準の差異にとらわれることなく企業比較が可能なEBITDA（営業利益＋減価償却費＋のれん償却費）を重要な経営指標と位置づけ、当連結会計年度よりEBITDAを業績指標に採用しております。当連結会計年度のEBITDAは319,314千円（前連結会計年度比27.8%増）となりました。

セグメントごとの経営成績は次のとおりであります。

モビリティサポート事業

新型コロナウイルス感染症の影響による国内外旅行者向けのガイドブック事業の縮小や出張に関連するサービスの利用低下に加え、経済的合理性の観点から、前期下期から実施している新規有料会員獲得のプロモーションを見直したことにより、乗換案内等の有料会員数が減少したため、減収となりました。利益面では、売上高減少分の利益を利益率の高い広告収入で補うための拡大施策を講じた結果、一定の効果が得られたものの、新型コロナウイルス感染症による外出自粛や移動制限により、乗換案内機能を提供するサイトである「駅探ドットコム」へのアクセス数が計画を下回り、収益拡大は限定的なものにとどまりました。また、コスト面につきましても、プロモーション費用の圧縮やシステム開発の内製化等、徹底的なコスト削減に努めてまいりましたが、売上高減少分の利益を補うには至らず、減益の一因となりました。

この結果、売上高は1,635,863千円（前連結会計年度比16.0%減）、EBITDAは622,527千円（同6.4%減）、セグメント利益は554,574千円（同9.6%減）となりました。

広告配信プラットフォーム事業

売上高は1,255,303千円、EBITDAは19,384千円、セグメント損失は77,228千円となりました。なお、当セグメントは、2021年4月1日付で株式会社サークアの全株式を取得し完全子会社化したことに伴い、新たに追加したものであり、比較すべき前連結会計年度の金額が存在しないため、当連結会計年度に発生した金額のみ記載しております。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度に実施いたしました当社グループの設備投資の総額は、84,165千円であります。

その主なものは、サービス利用目的ソフトウェアの開発費用71,634千円、サーバー等の増強12,288千円であります。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

- (5) 他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。
- (6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。
- (7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
当社は、2021年4月1日付で、マーベリック株式会社より株式会社サークアの株式を取得し完全子会社としました。
- (8) 対処すべき課題
当社グループは事業収益の拡大と強固な経営基盤を確保すべく、以下の事項を重要課題と捉え、その対応に引き続き取り組んでまいります。

① 事業戦略

当社グループを取り巻く経営環境は、新型コロナウイルス感染症の影響による人々の外出・移動の減少により大きな影響を受けております。感染症拡大が収束に向かい環境は改善傾向にあるものの、持続的な成長に向けた事業展開が必要であり、既存事業の展開に加え中期経営計画に示す「地域マーケティングプラットフォーム」構想の具体化を推進してまいります。

モビリティサポート事業では、新型コロナウイルス感染症による外出自粛や移動制限によりサイトへのアクセス数が計画を下回り、またプロモーションの見直しによりコスト削減効果を得られたものの乗換案内等の有料会員は減少しております。機能改善や集客手法の改善によりアクセス数の増加、有料会員減少傾向の改善に取り組んでまいります。一方で、利用者の目的や嗜好に応じて最適な移動手段を提示し、利便性を高めるサービスである「MaaS」(Mobility as a Service)が新たな成長分野として拡大しており、今後のMaaS対応も見据えたサービス強化によりユーザー拡大に努めてまいります。法人向けサービスでは、働き方改革に貢献すべく法人業務効率化のためのソリューションサービスやシステム開発を推進し、またMaaS分野においては既存技術を生かしたパッケージ開発を行い、積極的な展開を推進してまいります。

広告配信プラットフォーム事業では、2021年4月1日に株式を取得し、完全子会社とした株式会社サークアの事業資産を活用し、「地域マーケティングプラットフォーム」構想への貢献を加速化し収益拡大を目指してまいります。株式会社サークアにおいては2021年8月より改正薬

機法が一部施行されたことを受け、掲載基準の見直しを行った結果、当初想定していた売上高を下回り、利益が縮小いたしました。2021年12月からの新たな運用体制のもと回復傾向にあり、さらなる収益拡大を目指しております。また各種サービスカテゴリーについて駅ごとに実店舗を掲載する「駅探PICKS」において、最寄りの「駅」を基点にしてサービスを探すユーザーの多いサービスカテゴリーを追加し成長を目指してまいります。

② 技術開発

事業戦略で定めた成長戦略を実現するためのエンジンやサービスの開発をスピード感を持ち、柔軟に遂行できる体制構築が重要な課題と考えております。採用の強化と社内体制改善や、技術力アップのための教育研修に加え、提携やM&Aの活用による体制強化を進めてまいります。

また、サービスの多様化に伴ってサービスやデータ、システムの運用コストが肥大化することを防ぎ、効率的な運用の仕組みを構築することが収益性を確保する上での重要課題と認識しております。運用の効率化、自動化を継続的に取り組んでまいります。

③ コーポレート・ガバナンス体制の強化

当社は、株主をはじめ、顧客、従業員、地域社会等のステークホルダーに対する社会的責任を果たすとともに、企業価値の最大化を図るためには、各ステークホルダーの立場を踏まえた上で、透明性が高く、公正かつ迅速で、果敢な意思決定を行うための仕組みとしてのコーポレート・ガバナンス体制の構築と改善、強化が重要であると認識しております。業容拡大に伴う業務の増大に対応して、常に見直しを図り、内部統制の仕組みを改善し、連結子会社を含む当社グループ全体への教育や啓蒙を行い、必要に応じて管理部門の人員を強化することで、より強固なコーポレート・ガバナンス体制を構築してまいります。

④ 人材の育成

当社は、中期経営計画を達成するためには、会社を支える優秀な人材の確保と育成こそが最も重要であると考えております。豊かな経験と高いスキルを持つ人材や、潜在能力の高い人材の獲得に向けて採用活動を強化するとともに、社員の役割に見合ったスキルの獲得のための教育研修の実施、また適正な評価がなされる企業風土の構築が必要であると認識しており、そのために階層別、職能別の研修を実施し、個々の総合的な能力を高め、結果として組織力を向上させることに努めてまいります。あわせて、テレワークの環境整備や各種制度の改善により、社員がその能力を十分に発揮でき、モチベーションを高められる環境整備に取り組んでまいります。

(9) 財産及び損益の状況の推移

①企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第17期 (2019年3月期)	第18期 (2020年3月期)	第19期 (2021年3月期)	第20期(当期) (2022年3月期)
売上高 (千円)	3,035,233	2,864,585	1,947,769	2,891,166
経常利益 (千円)	480,085	341,846	206,895	140,911
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	291,208	23,402	124,303	80,206
1株当たり当期純利益 (円)	53.35	4.26	22.56	14.56
総資産 (千円)	3,304,150	3,293,959	3,280,185	3,541,506
純資産 (千円)	2,835,441	2,766,662	2,835,868	2,838,940
1株当たり純資産 (円)	517.60	502.15	514.71	515.26

(注) 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

②当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第17期 (2019年3月期)	第18期 (2020年3月期)	第19期 (2021年3月期)	第20期(当期) (2022年3月期)
売上高 (千円)	2,810,647	2,542,722	1,892,201	1,618,158
経常利益 (千円)	443,057	362,494	285,823	247,480
当期純利益 (千円)	271,320	19,975	181,976	152,491
1株当たり当期純利益 (円)	49.70	3.64	33.03	27.68
総資産 (千円)	3,234,109	3,149,251	3,223,318	3,298,809
純資産 (千円)	2,814,535	2,742,329	2,869,209	2,944,565
1株当たり純資産 (円)	513.78	497.73	520.76	534.43

(注) 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

(10) 重要な親会社及び子会社の状況（2022年3月31日現在）

①親会社の状況

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社サークア	30,000千円	100.00%	スマートフォン広告システムの開発及び提供
株式会社ラテラ・インターナショナル	80,000千円	100.00%	旅行ガイドブック制作、プロモーション事業

(注) 当事業年度の末日における特定完全子会社の状況は、以下のとおりであります。

特定完全子会社の名称	株式会社サークア
特定完全子会社の住所	東京都千代田区麹町5-4
当社及び当社の完全子会社における 特定完全子会社の株式の帳簿価額	825,641千円
当社の総資産額	3,298,809千円

(11) 主要な事業内容（2022年3月31日現在）

事業区分	事業内容
モビリティサポート事業	乗換案内、旅行、MaaS関連サービスの運営及びシステム提供等
広告配信プラットフォーム事業	アドネットワークサービス、自社バーティカルメディアの運営等

(12) 主要な営業所（2022年3月31日現在）

①当社

本店：東京都千代田区

②子会社

株式会社サークア 本店：東京都千代田区

株式会社ラテラ・インターナショナル 本店：東京都千代田区

(13) 従業員の状況 (2022年3月31日現在)

①企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数	前連結会計年度末比増減
モビリティサポート事業	33 (12) 名	- (-) 名
広告配信プラットフォーム事業	17 (-) 名	17 (-) 名
全社 (共通)	37 (8) 名	4 (△6) 名
合計	87 (20) 名	21 (△6) 名

- (注) 1. 従業員数は就業員数であり、臨時従業員（派遣社員含む）は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 全社（共通）は、当社の開発部、システム運用部及び管理部門の従業員であります。
3. 当連結会計年度より事業区分を変更したため、前連結会計年度末比増減については、前連結会計年度の数値を変更後の事業区分に組み替えて比較しております。

②当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
68 (20) 名	6 (△5) 名	41.9歳	7.2年

- (注) 従業員数は就業員数であり、子会社からの出向者を含んでおります。臨時従業員（派遣社員含む）は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(14) 主要な借入先 (2022年3月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社三井住友銀行	100,000千円

- (15) その他企業集団の現況に関する重要な事項
該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項 (2022年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 25,635,200株
- (2) 発行済株式の総数 5,509,684株 (自己株式1,309,116株を除く)
- (3) 株主数 4,063名
- (4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数 (株)	持 株 比 率 (%)
株 式 会 社 B o l d I n v e s t m e n t	1,700,000	30.85
パ イ オ ニ ア 株 式 会 社	588,000	10.67
神 原 伸 夫	200,000	3.62
渡 辺 佳 昭	163,000	2.95
株 式 会 社 ぐ る な び	158,200	2.87
一 般 社 団 法 人 V I P	75,000	1.36
上 田 八 木 短 資 株 式 会 社	68,700	1.24
J.P.MORGAN SECURITIES PLC	66,700	1.21
a u カ ブ コ ム 証 券 株 式 会 社	57,400	1.04
松 岡 真 二 郎	52,600	0.95

- (注) 1. 当社は、自己株式を1,309,116株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して算出しております。
- (5) その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
(2022年3月31日現在)
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項（2022年3月31日現在）

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	金 田 直 之	経営戦略室管掌 マーケティングプラットフォーム事業部長 (株)ラテラ・インターナショナル 代表取締役 (株)サークア 代表取締役社長 (株)M o c o s u k u 代表取締役社長
取 締 役	奥 津 浩 一	技術本部長 (株)ラテラ・インターナショナル 取締役 (株)サークア 取締役
取 締 役	小 柳 智 晃	ソリューション事業部長 (株)ラテラ・インターナショナル 取締役 (株)サークア 取締役
取 締 役	亀 本 圭 志	管理本部長 (株)ラテラ・インターナショナル 取締役 (株)サークア 取締役
取 締 役	松 澤 好 隆	(株)CEホールディングス 専務取締役 (株)M o c o s u k u 取締役
取 締 役	森 田 幸 史	(株)プロネッツ 顧問
取 締 役	松 舘 涉	(株)アットウェア 取締役 (株)未来シェア 代表取締役 (株)函館ラボラトリ 代表取締役
常 勤 監 査 役	竹 谷 敬 治	(株)トプコン 社外監査役 (株)ラテラ・インターナショナル 監査役 (株)サークア 監査役
監 査 役	岡 田 務	
監 査 役	内 田 満 之	ペッツベスト少額短期保険(株) 常勤監査役

- (注) 1. 取締役森田幸史氏及び松舘渉氏は社外取締役であります。
 2. 監査役竹谷敬治氏、岡田務氏及び内田満之氏は社外監査役であります。
 3. 当社は、取締役森田幸史氏及び松舘渉氏、監査役竹谷敬治氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 4. 監査役竹谷敬治氏は、他社における長年の経営管理業務の経験及び監査役経験を通じ、業務監査、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 監査役岡田務氏は、長年の経理業務の経験を通じ、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 監査役内田満之氏は、業務監査経験を通じ、幅広いビジネスに関する相当程度の知見を有しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、業務執行を行わない取締役及び監査役が期待される役割を十分発揮できるよう、会社法第427条第1項に基づき、各社外取締役及び各社外監査役との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合は、当該賠償責任を法令で定める責任限度額に限定する旨の契約を締結しております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は当社の取締役及び監査役の全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該契約の内容の概要は、以下のとおりです。

- ・会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟等により、被保険者が負担することとなった争訟費用及び損害賠償金等を填補の対象としております。
- ・被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については、填補の対象外としています。
- ・当該契約の保険料は全額当社が負担しています。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

①当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (千円)			対象人数 (名)
	基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取 締 役	32,130	—	—	6
(うち社外取締役)	(4,800)	(—)	(—)	(2)
監 査 役	10,650	—	—	3
(うち社外監査役)	(10,650)	(—)	(—)	(3)
合 計	42,780	—	—	9
(うち社外役員)	(15,450)	(—)	(—)	(5)

(注) 1. 当事業年度末取締役7名のうち1名は無報酬であり、上記人数には含まれておりません。

2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

②取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2010年6月25日開催の第8回定時株主総会において年額200百万円以内と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、6名（うち、社外取締役は1名）です。

監査役の金銭報酬の額は、2010年6月25日開催の第8回定時株主総会において年額30百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名です。

③役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2022年3月16日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当社の取締役の報酬等は、企業価値の向上を図るインセンティブとして機能する報酬体系とし、個々の取締役の報酬等の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には、取締役の報酬等は、基本報酬（固定報酬および評価報酬）および株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、固定報酬としての基本報酬のみを支払うこととしております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

(1)報酬の種類

1-1. 基本報酬(金銭報酬)のうち固定報酬に係る個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責等に応じて当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準、当社の業績、従業員給与の水準も考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

1-2. 基本報酬(金銭報酬)のうち評価報酬に係る指標の内容および額の算定方法の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

評価報酬は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため会社業績指標（KPI）および個人業績を反映した金銭報酬とする。各事業年度の目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を評価報酬として月例の固定報酬と合わせて支給する。

2. 株式報酬に係る業績指標の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

株式報酬は、当社の中長期の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えることを目的とした報酬と、短期的な事業年度ごとの業績向上に対するインセンティブを与えることを目的とした2種類の報酬で構成されるものとする。それぞれの報酬の対象期間と後者の業績指標については、経営戦略等を考慮し決定するものとする。

(2)基本報酬の額または株式報酬の額の、取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の個人別の報酬等の額における基本報酬と株式報酬の割合については、当社と同程

度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を考慮したうえで、代表取締役社長が決定する。

(3)基本報酬の額または株式報酬の額の、取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の個人別の報酬等の内容については、当社が任意に設置する報酬諮問委員会が取締役会の諮問に応じて審議を行ったうえで、報酬諮問委員会の審議を経て、取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容の決定について委任をうけるものとし、その委任する権限の内容は、各取締役の基本報酬の額および事業貢献度を踏まえた業績連動報酬の額の決定とする。取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、監督を行うものとする。

④取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、代表取締役社長金田直之に対し取締役の基本報酬の額および業績連動報酬の額の決定を委任しております。また、取締役の報酬等に関する手続きの公正性・透明性・客観性を確保するために、報酬諮問委員会を設置しており、代表取締役社長は、委任された権限の内容の決定の前に、報酬諮問委員会へ諮問し、その答申内容を踏まえ、株主総会で決議した報酬等の総額の範囲内において取締役の個人報酬の決定を行っております。取締役会は、取締役の個人報酬についてその決定プロセスが取締役会で決議された方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものと判断しております。

(5) 社外役員に関する事項

①他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役 森田幸史

・(株)プロネッツ顧問であります。当社と同社との間には特別の関係はありません。

取締役 松舘渉

・(株)アットウェア 取締役、(株)未来シェア 代表取締役及び(株)函館ラボラトリ 代表取締役であります。当社と同社との間には特別の関係はありません。

監査役 竹谷敬治

・(株)トプコンの社外監査役であります。当社と同社との間には特別の関係はありません。
・(株)ラテラ・インターナショナル監査役及び(株)サークア監査役であります。両社は当社連結子会社であります。

監査役 内田満之

・ペッツベスト少額短期保険(株)の常勤監査役であります。当社と同社との間には特別の関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 森田幸史	当事業年度に開催された取締役会18回のすべてに出席いたしました。 長年にわたるITソリューション事業の経験に基づき、専門的な立場から取締役会では積極的に意見を述べており、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
社外取締役 松舘渉	当事業年度に開催された取締役会18回のすべてに出席いたしました。 現役経営者の見地から、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、特にMaaS領域における事業展開について専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
社外監査役 竹谷敬治	当事業年度に開催された取締役会18回のすべてに、また、監査役会19回のすべてに出席いたしました。 他社での監査役経験やこれまでの当社の監査役務から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の経理システム並びに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。
社外監査役 岡田務	当事業年度に開催された取締役会18回のすべてに、また、監査役会19回のすべてに出席いたしました。 長年の経理業務経験と会計知識から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の経理システム並びに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。
社外監査役 内田満之	当事業年度に開催された取締役会18回のすべてに、また、監査役会19回のすべてに出席いたしました。 他社の監査役及び当社監査役務経験から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社のコンプライアンス体制等について適宜、必要な発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項の業務に係る報酬等の額 36,952千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬を区分しておらず、実質的に区分できないため、上記の金額にはこれらの合計金額を記載しております。

2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況及び報酬の見積りの算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が適正に監査を遂行することが困難であると認められる場合等、その必要があると判断した場合、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定します。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意により、会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を報告します。

6. 会社の体制及び方針

- (1) 職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制
 - ① 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - a. 取締役及び従業員は、社会倫理、法令、定款及び各種社内規程等を遵守するとともに適正かつ健全な企業活動を行う。
 - b. 取締役会は、「取締役会規程」「職務権限規程」等の職務の執行に関する社内規程を整備し、従業員は定められた社内規程に従い業務を執行する。
 - c. コンプライアンスの状況は、取締役会、経営会議、コンプライアンス・リスク管理委員会（以下、「CR委員会」という。）等を通じて取締役及び監査役に対して報告されねばならない。各部長は、部門固有のコンプライアンス上の課題を認識し、法令遵守体制の整備及び推進に努める。
 - d. 代表取締役社長直轄の内部監査室を設置する。内部監査室は、各部門の業務執行及びコンプライアンスの状況等について監査役会と連携し、定期的に監査を実施し、その評価を代表取締役社長に報告する。また、法令違反その他法令上疑義のある行為等については、社内報告体制として内部通報制度を構築し運用するものとし、社外からの通報については、総務人事部を窓口として定め、適切に対応する。
 - ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - a. 取締役の職務の執行に係る記録文書、稟議書、その他の重要な情報については、文書又は電磁的媒体に記録し、法令及び「情報管理規程」「稟議規程」等に基づき、適切に保存及び管理する。
 - b. 取締役及び監査役は、必要に応じてこれらの文書等を閲覧できるものとする。
 - ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - a. 取締役会は、コンプライアンス、個人情報、品質、セキュリティ及びシステムトラブル等の様々なリスクに対処するため、社内規程を整備し定期的に見直すものとする。
 - b. リスク情報等については取締役会、経営会議、CR委員会等を通じて各部門責任者より取締役及び監査役に対し報告を行う。個別のリスクに対しては、それぞれの担当部署にて、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、組織横断的リスク状況の監視及び全社的対応は総務人事部が行うものとする。
 - c. 不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長指揮下のCR委員会を招集し、必要に応じて顧問法律事務所等の外部専門機関とともに迅速かつ的確な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整える。

- d. 内部監査室は、各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を代表取締役社長に報告するものとし、取締役会において定期的にリスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - a. 取締役会は月に1回定期的に、又は必要に応じて適時開催し、法令に定められた事項のほか、経営理念、経営方針、中期経営方針及び年次予算を含めた経営目標の策定及び業務執行の監督等を行う。各部門においては、その目標達成に向け具体策を立案・実行する。
 - b. 取締役は代表取締役社長の指示のもと、取締役会決議及び社内規程等に基づき自己の職務を執行する。また経営会議にて、会社経営に関する情報を相互に交換、あるいは協議し、必要に応じ、取締役会に対し、経営政策、経営戦略を進言するものとする。
 - c. 各部門においては、「職務権限規程」及び「業務分掌規程」に基づき権限の委譲を行い、責任の明確化を図ることで、迅速性及び効率性を確保する。
- ⑤ 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - a. 当社及び子会社の業務適正確保の観点から、当社のリスク管理体制、コンプライアンス体制をグループ全体に適用するものとし、必要な子会社への指導、支援を実施する。
 - b. 監査役及び内部監査室は、定期的に当社及び子会社の内部監査を実施し、当社及び子会社の内部統制の有効性と妥当性を確保する。また監査結果については、取締役会、経営会議等に報告するものとする。
 - c. 子会社を担当する役員又は担当部署を明確にし、必要に応じて適正な指導、管理を行うものとする。また、子会社の業務及び取締役等の職務の執行の状況を定期的に当社に報告するものとする。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - a. 監査役は、当該使用人に監査業務に必要な事項を指示することができる。当社は当該使用人に対し監査役の指示に従う旨を通知するとともに、指示を受けた使用人はその指示に関して、取締役、部門長等の指揮命令を受けないものとする。
 - b. 当該使用人の人事異動については監査役の事前同意または事前協議を要することとする。
- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - a. 監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要な会議に出席し、必要に応じ稟議書等の重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めることができることとする。

- b. 取締役及び使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、業務又は業績に重大な影響を与える事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況及びその内容を報告する体制を整備し、監査役の情報収集・交換が適切に行えるよう協力する。
 - ⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - a. 監査役は、内部監査室と連携を図り情報交換を行い、必要に応じて内部監査に立ち会うものとする。
 - b. 監査役は、法律上の判断を必要とする場合は、随時顧問法律事務所等より専門的な立場からの助言を受け、会計監査業務については、会計監査人に報告を求めるなど必要な連携を図ることとする。
 - c. 監査役が当社に対し、その職務の執行にかかる費用の請求をしたときは、担当部署において審議のうえ、当該費用の請求が職務の執行に必要でないと判断された場合を除き、速やかに処理をすることとする。
 - ⑨ 財務報告の信頼性を確保するための体制
 - 「内部統制システム構築の基本方針」及び別途定める「財務報告の基本方針」に基づき、財務報告に係る内部統制の整備及び運用を行う。
 - ⑩ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
 - a. 反社会的勢力とは一切の関係を持たないこと、不当要求については拒絶することを基本方針とし、これを社内に周知し明文化する。また、取引先がこれらと関わる個人、企業、団体等であることが判明した場合には取引を解消する。
 - b. 総務人事部を反社会的勢力対応部署と位置付け、情報の一元管理・蓄積等を行う。また、役員及び使用人が基本方針を遵守するよう教育体制を構築するとともに、反社会的勢力による被害を防止するための対応方法等を整備し周知を図る。
 - c. 反社会的勢力による不当要求が発生した場合には、警察及び顧問法律事務所等の外部専門機関と連携し、有事の際の協力体制を構築する。
- (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要
- 当社における業務の適正を確保するための体制の運用状況は以下のとおりであります。
- ① 当社会議体の開催状況
 - 取締役会は、原則として月1回の定時取締役会と、随時招集される臨時取締役会を開催しております。当連結会計年度においては、定時、臨時あわせて18回の取締役会が開催され、経営及び事業の監督を行うとともに、経営方針、リスク状況等について協議しております。経営会議は原則として週1回開催され、事業運営や発生するリスク等について情報の共有及び協議を行っております。CR委員会は、原則として四半期に一回開催される他、重大なリスク等が

発生した場合には随時開催されます。当連結会計年度においては5回開催され、当社グループの事業上及び統制上のリスクについて協議を行っております。

② グループ会社の業務適正性の確保状況

原則として月1回、子会社取締役会を開催し、子会社における業務執行状況を監督するとともに、重要な事項の決議を行っております。当社代表取締役を含む複数取締役が子会社取締役を兼務する他、当社常勤監査役が子会社監査役を兼任することにより、子会社における業務適正性の確認を行っております。

③ 監査役による監査の状況

常勤監査役は、監査役会において定めた監査計画にもとづき、経営会議やCR委員会をはじめとする重要会議に陪席しております。社外取締役及び社外監査役が業務執行取締役から事業の内容及び状況についてヒアリングをする機会を随時設けております。取締役会と同日に監査役会を開催し、取締役会議案についての協議、常勤監査役による監査状況の報告および協議を行っております。

④ 内部監査の状況

内部監査室は、年間内部監査計画にもとづき内部監査を行い、その結果について代表取締役には報告するとともに、取締役会に対して活動状況の報告を行っております。また監査役、内部監査室長及び会計監査人は定期的に意見交換を行い、三様監査の実効性を高めております。

⑤ 内部通報制度の運用状況

匿名性が担保された内部通報窓口を設置し、それを全社員に周知しております。

⑥ 反社会的勢力の排除の状況

新規取引先との商談前に企業調査を実施するとともに、取引契約書に反社会勢力排除条項の記載を必須としているほか、弁護士、警察等外部専門機関との情報交換を継続的に実施しております。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

特筆すべき事項はありません。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社の剰余金の配当は、期末配当、中間配当の年2回を基本的な方針としております。期末配当の決定機関は株主総会ではありますが、中間配当に関しては「取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる」旨を定款に定めております。

また、当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要な経営課題と認識しております。中長期的な事業拡大に必要な内部留保を確保しつつ、当社の経営成績及び財政状態並びにその見通しを勘案し、適切な利益還元策を柔軟に実施することを基本方針としております。

上記基本方針に基づき、当事業年度においては定時株主総会での承認を前提に1株当たり14円00銭を期末配当として実施いたします。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	2,422,696	流 動 負 債	403,725
現金及び預金	2,079,577	買掛金	167,826
売掛金及び契約資産	321,142	未払法人税等	47,654
仕掛品	273	賞与引当金	12,533
原材料及び貯蔵品	1,963	買付契約評価引当金	13,156
その他	20,310	その他	162,554
貸倒引当金	△570	固 定 負 債	298,841
固 定 資 産	1,118,810	長期借入金	100,000
有 形 固 定 資 産	70,964	役員退職慰労引当金	19,800
建物	30,435	資産除去債務	14,412
工具、器具及び備品	38,658	繰延税金負債	125,529
その他	1,870	その他	39,098
無 形 固 定 資 産	958,330	負 債 合 計	702,566
ソフトウェア	256,886	純 資 産 の 部	
顧客関係資産	266,546	株 主 資 本	2,838,940
のれん	415,890	資本金	291,956
その他	19,007	資本剰余金	293,531
投資その他の資産	89,514	利益剰余金	2,926,669
投資有価証券	18,702	自己株式	△673,216
繰延税金資産	25,196	純 資 産 合 計	2,838,940
その他	45,615	負 債 及 び 純 資 産 合 計	3,541,506
資 産 合 計	3,541,506		

連結損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	額
売上高		2,891,166
売上原価		1,910,854
売上総利益		980,312
販売費及び一般管理費		841,503
営業利益		138,809
営業外収益		
受取利息	27	
未払配当金除斥益	138	
助成金収入	1,800	
利子補給金	1,249	
その他の	153	3,369
営業外費用		
支払利息	1,267	
為替差損	0	1,267
経常利益		140,911
特別損失		
固定資産除却損	188	188
税金等調整前当期純利益		140,722
法人税、住民税及び事業税	79,584	
法人税等調整額	△19,068	60,515
当期純利益		80,206
親会社株主に帰属する当期純利益		80,206

連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から)
(2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					純資産合計
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計	
2021年4月1日残高	291,956	293,531	2,923,598	△673,216	2,835,868	2,835,868
当 期 変 動 額						
剰余金の配当			△77,135		△77,135	△77,135
親会社株主に帰属する 当期純利益			80,206		80,206	80,206
当期変動額合計	-	-	3,071	-	3,071	3,071
2022年3月31日残高	291,956	293,531	2,926,669	△673,216	2,838,940	2,838,940

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	2,046,091	流 動 負 債	210,853
現金及び預金	1,704,206	買掛金	46,812
売掛金及び契約資産	221,734	未払金	37,640
仕掛品	273	未払費用	19,375
原材料及び貯蔵品	165	未払法人税等	47,184
前払費用	18,934	未払消費税等	15,989
1年内回収予定の関係会社長期貸付金	100,000	前受金	21,012
その他	897	預り金	9,724
貸倒引当金	△120	前受収益	580
固 定 資 産	1,252,718	賞与引当金	12,533
有 形 固 定 資 産	70,964	固 定 負 債	143,391
建物	30,435	長期前受金	408
工具、器具及び備品	38,658	関係会社事業損失引当金	68,570
建設仮勘定	1,870	債務保証損失引当金	60,000
無 形 固 定 資 産	173,507	資産除去債務	14,412
ソフトウェア	153,636	負 債 合 計	354,244
ソフトウェア仮勘定	19,007	純 資 産 の 部	
のれん	863	株 主 資 本	2,944,565
投資その他の資産	1,008,246	資本金	291,956
関係会社株式	844,334	資本剰余金	291,956
長期前払費用	1,195	資本準備金	291,956
差入保証金	37,519	利 益 剰 余 金	3,033,870
繰延税金資産	25,196	その他利益剰余金	3,033,870
関係会社長期貸付金	100,000	繰越利益剰余金	3,033,870
資 産 合 計	3,298,809	自 己 株 式	△673,216
		純 資 産 合 計	2,944,565
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	3,298,809

損益計算書

(2021年4月1日から)
(2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	額
売 上 高		1,618,158
売 上 原 価		765,023
売 上 総 利 益		853,134
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		617,197
営 業 利 益		235,936
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	2,381	
未 払 配 当 金 除 斥 益	138	
業 務 委 託 収 入	8,580	
そ の 他	460	11,560
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	17	17
経 常 利 益		247,480
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	188	
関 係 会 社 事 業 損 失 引 当 金 繰 入 額	18,044	18,232
税 引 前 当 期 純 利 益		229,247
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	79,114	
法 人 税 等 調 整 額	△2,358	76,755
当 期 純 利 益		152,491

株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から)
(2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							純 資 産 計
	資本金	資 余 本 金		利 益 剰 余 金		自己株式	株 主 資 本 計 合	
		資 本 金 準 備	資 余 本 金 計 合	そ の 他 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 計 合			
2021年4月1日残高	291,956	291,956	291,956	2,958,514	2,958,514	△673,216	2,869,209	2,869,209
当 期 変 動 額								
剰余金の配当				△77,135	△77,135		△77,135	△77,135
当 期 純 利 益				152,491	152,491		152,491	152,491
当期変動額合計	-	-	-	75,355	75,355	-	75,355	75,355
2022年3月31日残高	291,956	291,956	291,956	3,033,870	3,033,870	△673,216	2,944,565	2,944,565

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月18日

株式会社 駅探
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 葛 貫 誠 司
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 槻 英 明
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社駅探の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社駅探及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月18日

株式会社 駅探
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 葛 貫 誠 司
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 槻 英 明
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社駅探の2021年4月1日から2022年3月31日までの第20期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第20期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役と意思疎通及び情報交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月18日

株 式 会 社 駅 探 監 査 役 会

社外監査役(常勤) 竹 谷 敬 治 ㊟

社外監査役 岡 田 務 ㊟

社外監査役 内 田 満 之 ㊟

以 上

メ モ

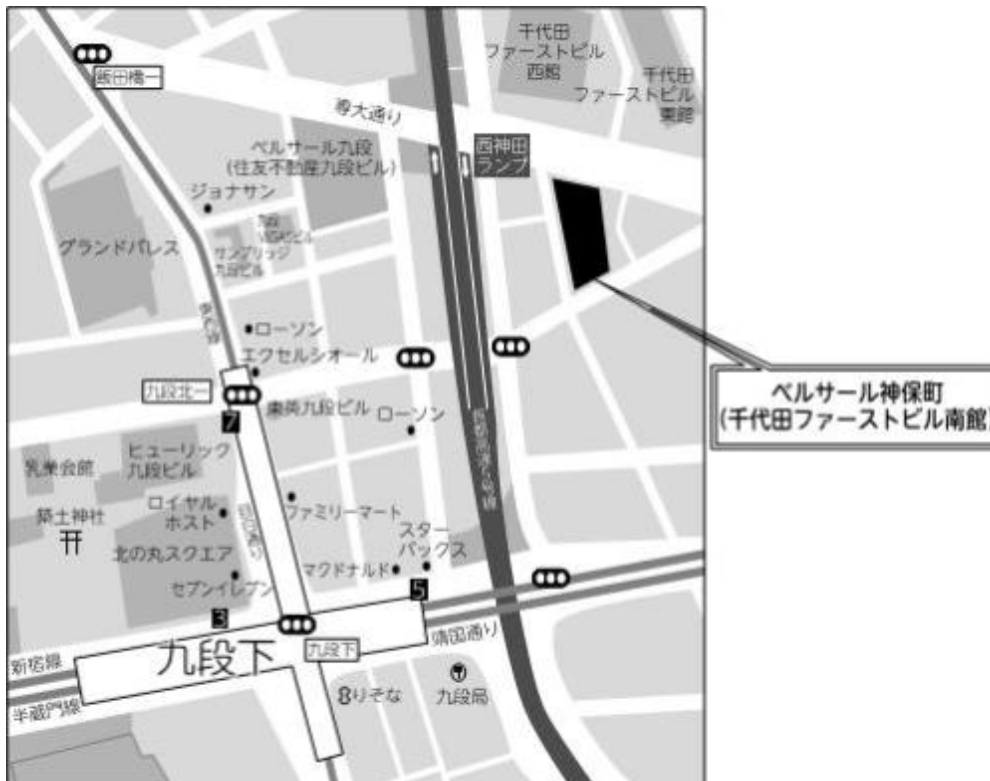
A series of horizontal dashed lines for writing, consisting of 18 lines.

メ モ

A series of 18 horizontal dashed lines for writing.

株主総会 会場ご案内図

会 場 東京都千代田区西神田三丁目2番1号 住友不動産千代田ファーストビル南館
ベルサール神保町 3階「Room 1・2」



〈交通〉

地下鉄東京メトロ半蔵門線 九段下駅 5番出口より徒歩3分
地下鉄東京メトロ東西線 九段下駅 7番出口より徒歩3分
都営地下鉄新宿線

地下鉄東京メトロ半蔵門線 神保町駅 A2出口より徒歩4分
地下鉄東京メトロ東西線 神保町駅
都営地下鉄新宿線

JR線 水道橋駅 西口より徒歩7分



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。